

令和 8 年 6 月 30 日
東京税関業務部

関 係 各 位

こんにゃく芋に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 22 の項に掲げる物品（こんにゃく芋）については、令和 8 年度の初日から令和 8 年 5 月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税（数量ベース SSG）の輸入基準数量及び協定対象外輸入数量それぞれを超えることとなったため、同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、数量ベース SSG が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。
なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 22 の項に掲げる物品（こんにゃく芋）
（関税割当て又は EPA 税率を受けて輸入するものを除く）

品 目	発動前	発動後
こんにゃく芋		
1212. 99-190	2, 796 円/kg	3, 728 円/kg

枠外税率（協定税率）にその 3 分の 1 が上乗せされた税率が適用

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337